

鳥獣保護管理法の基本指針の改定（案）

- 鳥獣保護管理法の基本指針に基づき、各都道府県は鳥獣保護管理事業計画を策定することとなっている。
- 事業計画の期間が令和8年度末となっていることから、鳥獣保護管理法の施行状況の点検結果及び最新の社会情勢等を踏まえて基本指針を改定。

項目	改訂のポイント
①鳥獣の管理の強化	1. 危険鳥獣の管理に関する事項（新規追加）として、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な考え方 2. 半減目標に関する事項
②鳥獣の保護の推進	1. 鳥類における鉛汚染対策に関する事項 2. くくりわな、はこわな、とらばさみ等による錯誤捕獲の防止、猟法・猟具の基準等の適正化 3. 狩猟鳥獣の選定の考え方の見直しの必要性
③人材確保	1. ガバメントハンター等の中・長期的な鳥獣保護管理の担い手の確保のための仕組み、認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用促進について
④感染症対策	1. 野生鳥獣に由来する感染症対策としての、野生鳥獣の保護管理について、必要な考え方
⑤その他	1. クマのゾーニング、緊急銃猟、保護・管理を担う人材や事業者の育成・確保、指定管理鳥獣等に対する、国、都道府県、市町村の役割 2. 鳥獣の捕獲から処理までの一連の対応 3. 「伝統的な祭礼行事の目的」における禁止猟法の例外規定 4. 特定計画における政策体系の作成や事業効果が発現していく経路（ロジックモデル）の活用 5. 特定鳥獣の保護管理における、多様な主体の協働と、横断的な実行体制の中での縦割りを超えた調整 6. 地方公共団体に寄せられる社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応 7. 鳥獣への安易な餌付け（特にクマ）に対する普及啓発、ニホンジカの計画的・効果的な捕獲対策



(参考) 前回改正時における鳥獣保護管理法の施行状況の点検と講ずべき措置（答申案）の概要

○講ずべき措置

項目	主な措置
鳥獣の管理の強化	➤ 各都道府県の状況に応じた適切な管理目標の設定、評価と見直しが必要。評価・管理手法については、国の技術的支援が必要 ➤ 関係する都府県等で構成する協議会の設立など、関係都府県が連携した都府県境をまたぐ広域的な捕獲の強化 ➤ 認定鳥獣捕獲等事業者の質の向上を図り、全国の認定鳥獣捕獲等事業者の実績等を把握できるよう、都道府県間での情報共有の仕組みの構築が必要
鳥獣の保護の推進	➤ 局所的に被害が生じ、被害防止目的で捕獲される種が希少鳥獣に指定される場合の保護管理の推進 ➤ 本州以南における鳥類の鉛中毒の実態把握、鳥類への影響評価の検討 ➤ 錯誤捕獲防止のための情報収集
人材育成	➤ 十分な知識及び技術を持った次世代の狩猟者育成のためのプログラム開発や体制の構築 ➤ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用も含め、鳥獣の管理を総合的に担うことができる人材・団体の育成・支援 ➤ 専門人材育成のため大学等と連携した人材育成プログラムの検討
感染症への対応	➤ 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱・アフリカ豚熱に関する取組の継続・強化 ➤ 鳥獣に関する感染症についての情報収集や鳥獣での感染状況等に関する調査等をより広範に実施 ➤ 鳥獣に関する感染症の拡大防止及び早期収束のための措置等に関する体制の整備
その他	➤ 外来鳥獣の計画的管理への影響を踏まえた狩猟鳥獣の指定 ➤ 出没時の円滑な対応を可能にするための体制の構築、安全な捕獲のための技術的な検討 ➤ 捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図り、捕獲等のデータのデジタル化及び可視化を推進